

広報たてやま

■昭和48年2月号(毎月15日発行)

■発行／館山市役所

■電話／② 3111(代表)

■ No 263

1月分人口の動き	
総人口	56,917人
男 27,441人	女 29,476人
世帯数	16,932世帯
出生 89人 (男 49・女 40)	
死亡 54人 (男 25・女 29)	
云入 235人 (男 122・女 113)	
云出 199人 (男 121・女 78)	



今月の納税

この文化財めぐり 昭和四十六年からはじめ、すでに三十三回延べ約七百人のみなさんが参加しました。最近では、市外の文化財にまで足をのばすグループもあります。

身近にある文化財を知ろうと婦人会や主婦クラブ、PTAなどの「文化財めぐり」が盛んです。

3月

昭和48年2月15日

第2回 破傷風予防接種

□対象者 満1歳以上の希望者

第1回＝1カ月間隔で2回接種する
方 第2回＝2回接種後翌年1回接
種する方 第3回＝第2回接種後4
～5年すぎた方

生まれてからまだ受けている子、病気だつたため一回もしないでいる子（かぜ、下痢以外の病気で不適当と診察された子も含む）のために、次の要領で行ないます。

該当するかたは、必ず母子手帳持参のうえ、おいでください。
午後一時半から二時半まで。
判定は三月三十六日（月）

種痘の接種



午後一時半から二時半まで。
□ ところ 館山市民センター
□ お持ちいただくもの 印かん
と筆記用具 母子手帳

□ ご注意 ○ 当日、体温は必ず
はかつてきください。また、
生ポリオ、ましん、BCGを
一ヵ月以内に接種した子は、
今回は受けられません。

わからぬことがあります。
ら、市役所保健課(内線三一三)
にお問い合わせください。

林目當直医

2月25日
館山病院(内・外・兒) 2-1122
梅園醫院(") 2-4670
貴家醫院(産婦) 2-3323
亀田総合病院(耳鼻・眼)
鴨川 2-2211

3月4日	山崎病院(内・外・兒・耳鼻)
	2-3260
田村第二病院(内・外・兒)	2-1370
渡辺医院(〃)	布良47
登倉医院(産婦)	2-0788
斎藤眼科(目)	2-0656

伊賀病院(内・外・兒)	2-1180
佐藤病院("	2-0188
高木医院(産婦)	2-3302
本位田医院(耳鼻)	2-1797
佐伯眼科(目)	2-0489

月 日	時 間	場 所
3. 12(月)	1. 30～2. 00	富崎 小学校
"	2. 30～3. 00	神戸 小学校
14(水)	1. 30～2. 00	豊房 小学校
"	2. 30～3. 00	神奈 小学校
15(木)	1. 30～2. 00	西 小学校
"	2. 30～3. 00	東 小学校
16(金)	1. 30～2. 00	館野 小学校
"	2. 10～2. 40	九重 小學校
20(火)	1. 30～2. 00	那吉 小学校
"	2. 30～3. 00	船形 小学校
22(木)	1. 30～2. 30	館山 小学校
23(金)	1. 30～2. 30	市民センター

は旅費、生活費、教育費いつさいを一学年度間まかないと。くわしくは、館山ロータリークラブロータリー財団委員会（六二一七九七本位田泰介宛）にお尋ねください。

就学通知は届きましたか 新入学児童

ことし西月に小学校に入學す
る子どもの健診診断と、先月十
連各くどき。

また、「就学通知書」が届か
なかつたり、転入してきた人は
市教育委員会学校教育課までご
かつたり、最近転入してきてこ
の健康診断を受けられなかつた
方は、入学するまでにお医者さ
んで受けてください。

冬子▽捨菜籠／堀口大学▽
さようならのうしろに／佐
藤愛子▽赤い丘赤い河／藤
原てり▽散る花のように／
田中澄江▽スキト上達弱の
ヒント／杉山進▽バレスチ
ナ問題／イブラヒーム▽ヤ
マザキ天皇を撃て／奥村謙
三▽道元禪師の話／里見萍
▽不死鳥のメロディー／大
江健三郎▽快樂／武田泰淳
▽国を守る／猪木正道

今月の新着図書をお知らせします。

市県民税・所得税・個人事業税

市県民税の申告は二月十五日から始まりました。また、所得税(国税)の確定申告と個人事業税(県税)の申告は二月十六日からです。

申告は市県民税が市役所税務課、所得税が館山税務署、個人事業税は安房支厅で、期間はすべて三月十五日までです。

しかし、確定申告をした人は必要ありません。

市県民税も、個人事業税も申告の必要はありません。また会社の給与から毎月住民税(市県民)からです。

課、所得税が館山税務署、個人事業税を引かれている人(勤め先から給与支払報告書が提出された人)は、市民税の申告は必要ありません。

申告期限が近づくと、窓口が大変混雑します。早目に

お出かけください。



申告はお早めに

期限は3月15日です

確定申告をする人

所得税の確定申告は、納税者自身がその一年間の所得の金額と、それに対応する所得税の額または損失の金額を計算し、予定納税額や源泉徴収税額との過不足分を精算するための手続きです。

申告先は館山税務署で、期限は三月十五日です。

申告用紙五種類あります。

税務署では、必要と思われる方には申告書をお送りしますが、これがすべてではありません。

必要な方は税務署に備えてありますから、おいでください。

申告用紙三種類が、この日までに完納できない方は五月三十一日までの延納制度がありますから、なるべくその日においでください。

確定申告の相談税務署では確定申告と納税についての相談を行なっています。ハガキなどで相談の日時、場所の連絡があつた方は、なるべくその日においでください。

確定申告の相談税務署では確定申告と納税についての相談を行なっています。ハガキなどで相談の日時、場所の連絡があつた方は、なるべくその日においでください。

申告用紙を前年中に所得のある方にお送りします。記載例をよく読んで申告してください。

申告所得税三種類の振替納税手続は、四十六年分から振替納税の利用者が、納付書を作成し、確定申告書に添えて税務署に提出していただくよう変更になりました。

申告所得税三種類の振替納税手續は、四十六年分から振替納税の利用者が、納付書を作成し、確定申告書に添えて税務署に提出していただくよう変更になりました。

学习用具学校常置体制で

新1年生

ランドセル廃止

4月から

市教育委員会では昭和四十八年度から、学習用具を学校に常置し、学用品は全部ロッカーに入れる体制をとるよう指導することになりました。家庭まで持ち込まないようにして、また交通ラッシュでの低学年に荷物を持たすのは危険だという配慮からです。これにともなって、「ランドセル」は不用となりますので、新入学児童への支給はなくなります。

また家庭で買う必要もありません。しかし教育費父兄負担軽減と学習の効率化のためその他のおもな学習用具は、これまでどおり無償で支給されます。

ねらい

学校教育での知育偏重、つめこみ学習が指摘されたいぶたちます。

現在の学校教育が、入学試験準備の第一段階になつているのも事実。

一部の子どもは学習塾が学校の勉強が家庭に持つてある家庭での教育がなされ、本来しつけの場である一方でござりにされる。一方で

このようないい教育のゆがみを、どのように解決していくかが、いま父兄と教師がかかる大きな課題です。

そこで、学校、家庭が「学習用具学校常置体制」です。とりあえず、昭和四十八年度を初年度として、小学校一年生から順に上学年年に及ぼします。

また、学用品を置くのに必要なロッカーは年次計画にもとづき、全学年にわたって計画的に整備をすすめます。

逆に、留意点としては、

○学校での学習内容・方法が質的に変っていく。

○家庭での読書への関心が高まる。などの効果が期待されます。

あなたの声を広報たてやまに。

▷市政は市長ひとりがきめるものではありません。
▷あなたの声が、意見が、市政を改善していきます。
▷市政についての貴重な意見をおよせください。
▷住所、氏名、年令を書いてハガキで市秘書課広報係まで。匿名希望の方はそのむねお書きください。

第3回農業祭

市内の生産者、生産団体ならどなたでも参加できます。丹精こめて生産された結晶を、ふるってご出品ください。出品ご希望の方はお近くの農業協力員にお申し出ください。

△会場 館山市民センター
△出品 そ菜、果実、苗木、花き、その他(加工品など)の五部門

展示即売:観葉植物、植木、鉢もの)

▽日 時 三月二十一日、二十四日(午後1時)~二十六日(午前9時半~午後4時)

□交通規制/国道127号線湊橋は昭和48年2月から49年3月31日まで大型車通行禁止です。八幡神社→那古船形→

□煙はあなたより早い/2月28日~3月13日(春の全国火災予防運動)2月28日午前7時を期しサイレンと鐘で→

昭和48年2月15日

(3) たてやま (2)



へないです。お近くの場所で申告してください。

なお、給与所得者は原則として勤務先から市に給与支払報告書が提出されますので、申告する必要がありますが、給与支払報告書が提出されないときは個人で申告していくことにありますから、勤務先でよく確かめしてください。

□申告に必要なもの

①申告書(お送りしたもの)
②印鑑
③給与所得者は源泉徴収票または給与支払証明書、事業所得者は所得の計算のものになる書類(仕入帳、売上帳、出納帳など)
④社会保険料の領収書(国保)

へないです。お近くの場所で申告してください。

なお、給与所得者は原則として勤務先から市に給与支払報告書が提出されますので、申告する必要がありますが、給与支払報告書が提出されないときは個人で申告していくことにありますから、勤務先でよく確かめしてください。

□申告に必要なもの

①申告書(お送りのとおり行へ)

地区	期	日	曜	受付場所	時間	地区	期	日	曜	受付場所	時間
館	2月15日	水	上須賀青年館	午前9時半~午後4時	神戸	2月28日	水	神戸公民館	午前9時半~午後4時		
	17日	土	新井集会所	午前9時~午前11時半	芦屋	3月1日	木	洲富青年館			
山	16日	金	宮城市営プール合宿所	午前9時半~午後4時	富崎	3月2日	金	富崎公民館			
	19日	月	八幡青年館		豊島	3日	土	相模浜青年館	午前9時半~午後11時半		
北条	24日	土	南長須賀青年館	午前9時~午前11時半	房	5日	月	豊房公民館	午前9時半~午後4時		
	22日	木	正木向青年館	午前9時半~午後4時	古	10日	土	烟青青年館	午前9時半~午前11時半		
那古	23日	金	郡吉公民館		船	6日	火	神奈川青年館	午前9時半~午後4時		
	20日	火	堂の下青年館		野	10日	土	広瀬青年館	午前9時半~午前11時半		
船	*	*	漁協協同館		野	7日	木	野公民館	午前9時半~午後4時		
	21日	水	川名青年会館		西	26日	月	西岬公民館			
形					岬	27日	火	伊戸青年館			
西岬											

*以上はか市役所税務課で2月15日から3月15日まで振替申付いたします(土曜日の午後と日曜日は休みです)
北条地区は市役所で申付を消ませて下さい。
受付場所に都合の悪い方は該当事項を記入して税務課宛郵便局へ郵送して下さい。

→駅下交差点間は海岸通りをう回してください。

→演習信号を鳴らします。火事ではありませんのでご注意ください。(消防本部)



言語治療教室だより 子どものどもり —どもりの始まり—

どもりの子どもについていつごろどもり始めたかを調べてみると、二歳から四歳頃にかけてどもり始めたという人が大部分です。

では、どもりはどうして三歳前後に多く始まるのでしょうか。この頃の子どもは、まだことばを覚え始めたばかりです。したがって、ことばの数も少なく話し方も幼稚で、発音も不正確です。話したい気持ちは、強いにもかかわらず、表現技術が伴いません。そこで言い方をまちがえたり、ことばや音をくり返

したり、つまつてなかなか出でこなかつたりという話し方があ
みられるのが普通です。このようなどもりのようなことは、く
り返しやためらい、ときれなど
なめらかでない話し方は、三歳
前後のどの子どもにも多少みら
れる話しことばの特徴と言えま
す。

ただ大部の子どもは、まわ
りの人たちから、なめらかでな
い話し方を、あたりまえのこと
として見過ごされていくうちに
いつのまにかことばの使い方に
習熟し表現力もつき、どもりの
ことばの言い方にについてたび
たび注意されると子どもは、「自
分の話し方」がいけないあしい
と氣づくようになります。

自分の話し方に気をつけて話
うなどもりのようなことは、く
り返しやためらい、ときれなど
なめらかでない話し方は、三歳
前後のどの子どもにも多少みら
れる話しことばの特徴と言えま
す。

また、「どもり」を何とかし
たいと心配な母親は、「おちつ
いて、ゆっくり話して『あん』
などの注意をするでしよう。子
どもは、自分の言いたいことを
聞いてもらえないなかつたとい
う不満な気持ちをいだくことになり
ます。

えはひどくなります。つかえの回数が多くなるほど、親は心配になります。それがますます、どもり症状を悪化させると、いう悪循環をくり返すことがあります。そして、いつのまにかほんものの重いどもりに変わっていくのです。

お子さまの話しことばのつかえが気になり出したら、なるべく早く相談においでください。することをおすすめいたしま

昭和48年2月15日 星期六

今月から四月にかけては、転入や転出する人が多くなります。住所を異動したときは、十四日以内に市役所市民課窓口で届出をしてください。

とくに月曜日と土曜日はこみいます。なるべくこの日の日をさけておでかけください。

（窓口の受け付け時間）

月一金曜日 八時半～五時（昼休み時間も受け付けています。）
土曜日 八時半～正午

（届出に必要なもの）

* 転出届 印かん、米穀通帳、國保被保險者証、國民年金手

* 戸籍の謄・抄本 戸籍の謄・
* 戸籍の謄・抄本 戸籍の謄・
* 転居届 印かん、米穀通帳、
国保被保険者証、国民年金手
帳、保管証、保険料納付書、
証書 書

異動は14日以内に届出

人・転出の多いとき

あ あ

* 転入届 印かん、転出證明書
付一二五cc以下の標識

*

窓口あんない
抄本は本籍のある市区町村役場で、館山以外の本籍の方は手数料（一枚五十円）と郵送料を同封し、郵便で請求すれば送ってくれます。

* 印鑑証明・登録は夫婦で、も代理人は委任状を印鑑証明や登録を、代理人にたのむときは、必ず委任状（用紙は窓口にあります）が必要です。たとえ夫婦、親子兄弟でも代理のときは、委任状が必要です。これには、市内に住民登録をしてある人の実印と二十円の収入印紙が必要。

図書館の利用は便利な配本所で自動車で定期的に貸出しにいきます。図書館ではただ今配本所の申込みをうけつけています。五人以上のグループには、図書館から本を積んだ自動車で定期的に貸出しに行きます。これが配本所制度です。

配本所には、職場でも、同好のサークルでも、隣り近所でも、家族でも、五人以上まとまればなれます。ただし、図書館との距離が一キロ以上

配本所になると、一ヵ月間五
十冊以内で本を借りられます。
これは一切無料です。

申込みは、グリーブの代表者
が自分の住所氏名を証明できる
もの（運転免許証や保険証など）
を持って、図書館へおいでくだ
さい。

配本所では、借りた本はグル
ープの方だけで利用してください。
返す本は全部そろえておいでくだ
さい。

□訂正 前号七ページ「保育園
児募集」の記事中、「受付場所
入園を希望する各幼稚園か：」
は「各保育園」の誤りでした。

歳末たすけあい募金は、市民のみなさんの暖かいご理解とご厚志のおかげで、非常な好成績をおさめることができました。ご協力ありがとうございました。

集まったお金は、戸別募金 1,240
428円。篤志募金 592,861円で、募
金総額では 1,833,289円です。さっ

そく、年末の12月22日、市民代表による配分委員会を開いて、市内の対象の方々に配分しました。今後とも社会福祉のためいっそうのご協力を
お願いします。

歳末たすけあい募金
ご協力ありがとう
ございました

配分は次のとおりです。

生活保護世帯	518,000円	要保護世帯
348,800円	ねたきり老人27,000円	独居老人82,500円
(者)	22,500円	心身障害児交通遺児22,500円
館山老人ホーム	70,000円	かにた婦人の村90,000円
小中学校生活保護	139,000円	市内および要保護児童

特殊学級80,000円 市内出身県下各
施設入所児童45,000円 応急救援費
278,904円 通信・印刷費24,385円
砂糖(1kg入)84,700円 その他の
見舞品(レインコート4着、ショー-
ル4枚、電気手巾3枚)

保 險 金 額

傷害の種類	保険金額
故の日から180日以内に死亡したとき	50万円
故の日から180日以内における後遺障害	30万円
部の治療を受けた期間が6カ月以上のとき	6万円
① 5カ月以上6カ月末満のとき	5万円
② 4カ月以上5カ月末満のとき	4万円
③ 3カ月以上4カ月末満のとき	3万円
④ 2カ月以上3カ月末満のとき	2万円
⑤ 1カ月以上2カ月末満のとき	1万円
⑥ 1週間以上1カ月末満のとき	5千円
⑦ 1週間未満のとき	2千円

□国民年金の支払期日が変わります／これまで2月、5月、8月、11月だった支払時期がことしから3月、6月→

ごみ収集作業にご協力ください

国の制度による（受給者証茶
かつ色^{カツコ}）診療を千葉県外でう
けるときは、保険証（組合員証）
と老人医療費請求書を福祉事務所
から受けとり、いっしょに提出
してください。

家族そろって
加入しましょう

○市民交通傷害保險○

保険期間は、四月一日から四十九年三月三十日までの一年間です。申途加入は市で受け付けた時から有効です。

保険金は、表のとおりです。

保険金の請求は、市役所交通

→9月、12月（老齢年金は11月）に変更になりました。通算老齢年金、福祉年金はこれまでどおり。

